

“倒産・解雇などによる離職”（特定受給資格者）や
“雇い止めなどによる離職”（特定理由離職者）をされた方へ

平成22(2010)年4月から 国民健康保険料が軽減されます。

対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間において、

- (1) 雇用保険の特定受給資格者(例:倒産・解雇などによる離職)
 - (2) 雇用保険の特定理由離職者(例:雇い止めなどによる離職)
- として失業等給付を受ける方です。

軽減額は？

国民健康保険料は、前年の所得などにより算定されます。
軽減は、前年の給与所得をその 30/100 とみなして行います。
具体的な軽減額などは、下記までお問い合わせください。

軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、
会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

制度が始まる前の 失業は対象外ですか？

制度が始まる前1年以内(平成21(2009)年3月31日以降)に
離職された方は、平成22(2010)年度に限り国民健康保険料
が軽減されます。

ただし、平成21(2009)年度の保険料は対象となりません。御了承ください。



軽減を受けるには申請が必要です。制度の詳しい説明は、
周南市の国民健康保険担当にお尋ねください。

電話番号 0834-22-8312

雇用保険受給資格者証の離職理由コード一覧

雇用保険受給資格者証 (第1面)

1. 支給番号	2. 氏名
3. 被保険者番号	4. 氏別 5. 雇員番号 6. 生年月日 7. 求職番号
8. 住所又は居所	
9. 支払方法(金融機関コード・記号(口産)番号)	
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日 12. 離職理由
13. 60歳別減額資金日額	14. 減額時資金日額
15. 求職申込年月日	16. 認定日 17. 受給期間満了年月日
18. 基本手当日額	19. 所定給付日数
20. 特殊表示(災害時、一括、通称、市町村)	

安定所連絡メッセージ1
安定所連絡メッセージ2
管轄の公共職業安定所又は
管轄地方運輸局所在地
電話番号 交付年月日 公共職業安定所

注意事項

- この証は、第1面の受給期間満了年月日までは大切に保管してください。もし、この証を滅失したり、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けてください。なお、この証は、折り曲げ以外では折り曲げないでください。
- 失業の認定、又は失業等給付を受けようとするときは、この証を失業認定申請書その他の関係書類に添えて管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局の窓口提出してください。
支給日は、原則として、失業の認定日です。
あなたが口座振込受給資格者である場合、支給金額の金額を、あらかじめ指定された金融機関の預貯金口座に振込む手続き、失業認定日に行いますので、その金融機関から支払を受けてください。この場合、その金融機関から支払を受けることができる日が、基本手当の支給日となります。
- 定められた失業の認定日に出席しないときは、基本手当の支給を拒否されることがあります。
- 失業の認定を受けようとする期間中に就職した日があったとき、又は自己の意思によって収入を得たときは、その旨を必ず届け出てください。
- 偽りその他不正の行為によって失業等給付を受けたり、又は受けようとしたときは、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、罰金、拘留される場合があります。
- 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、その最最初に所属した失業の認定日に届書を出してください。
- 第1面に書かれている所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当(傷病手当)の支給を受けることができる最大限の日数です。
- 失業等給付に関する部分又は上記6の返還ししくは納付を命ぜられる部分について不届があるときは、その届分があったことと重複した日の翌日から起算して60日以内に、雇用保険審査官に対して書面届出をすることがあります。
- 雇用保険について分からないことがあった場合には、公共職業安定所又は地方運輸局の窓口で御相談ください。

(第2面)
雇用保険説明会 年月日 出席済
2010. 2

離職理由コード	離職理由	軽減対象
11	解雇(12, 50以外)	
12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇	
21	雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり)	
22	雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり)	
23	期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし)	
24	期間満了	×
25	定年、移籍出向	×
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職	
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職	
33	正当な理由のある自己都合退職(31, 32以外)	
34	正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12ヶ月未満)	
40	正当な理由のない自己都合退職	×
45	正当な理由のない自己都合退職(受給資格決定前に被保険者期間が2ヶ月以上(給付制限期間1ヶ月))	×
50	被保険者の責に帰すべき重大な理由による解雇	×
55	被保険者の責に帰すべき重大な理由による解雇(受給資格決定前に被保険者期間が2ヶ月以上(給付制限期間1ヶ月))	×

上記コードは、平成21年3月31日以降の離職者に対応するもの

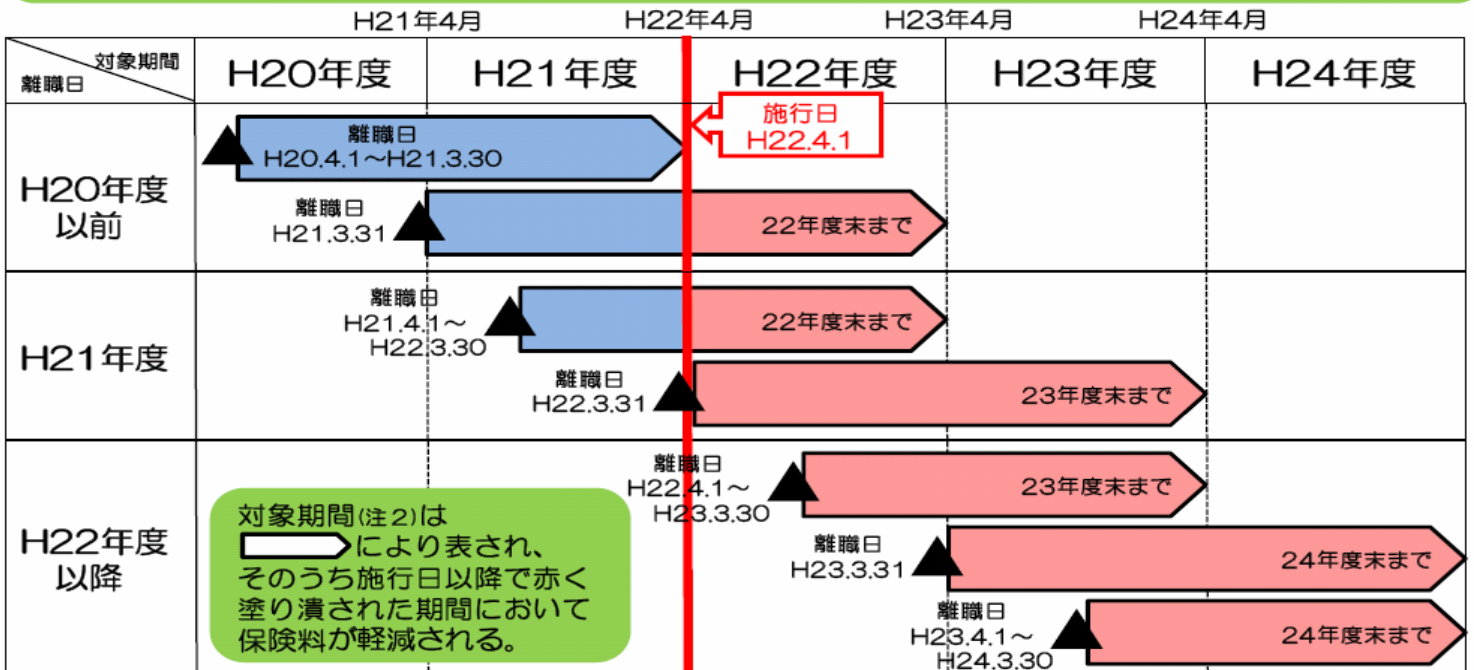
非自発的失業者に係る

国民健康保険料軽減の対象期間について

非自発的失業者(注1)については、

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで、失業者の所得のうち給与所得を30/100として国民健康保険料を算定。

※ ただし、再就職して健康保険に加入する場合はその時点まで



(注1)非自発的失業者：雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者。

(注2)対象期間：離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。